

地域高規格道路

# 松本糸魚川連絡道路 安曇野市新設区間 計画説明会

令和3年6月

長野県安曇野建設事務所  
安曇野市

1

## <説明会の内容>

1 開会

2 あいさつ

3 説明事項

(1) 松本糸魚川連絡道路 安曇野市新設区間のルート線案  
都市計画決定に向けた手続き

(2) アクセス道路の計画案

(3) 今後の進め方

4 意見交換

5 閉会

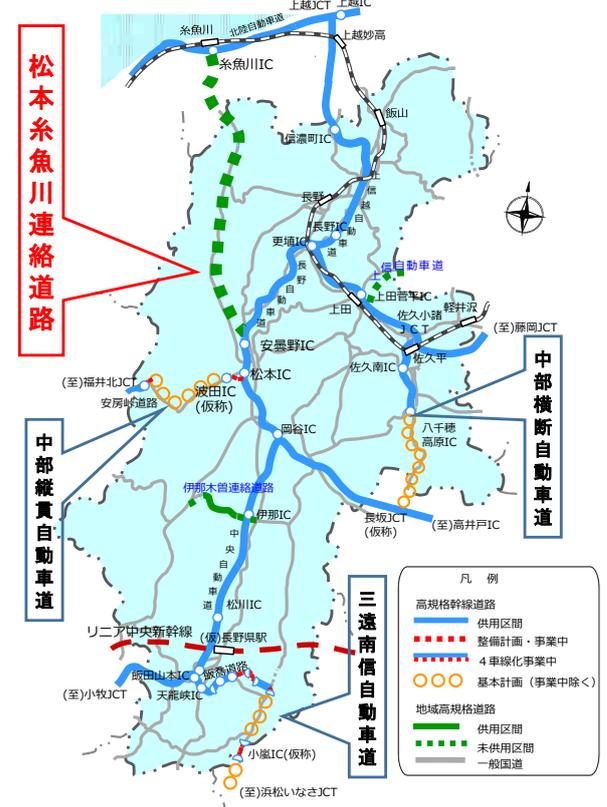
2

# 松糸道路の概要

松本市と新潟県糸魚川市までの全長約100kmの区間において、おおむね時速60kmのサービス速度(信号停止や渋滞等も含めた実際の平均走行速度)を確保できる「規格の高い道路」を整備し、長野自動車道と北陸自動車道を結びます。

## 期待される主な効果

- 高速道路へのアクセス性の向上
- 安曇野IC周辺の渋滞の緩和
- 医療環境の充実・連携強化の基盤
- 災害への備えを強化  
(広域的な連携、代替路確保)
- 地域の産業や観光の発展



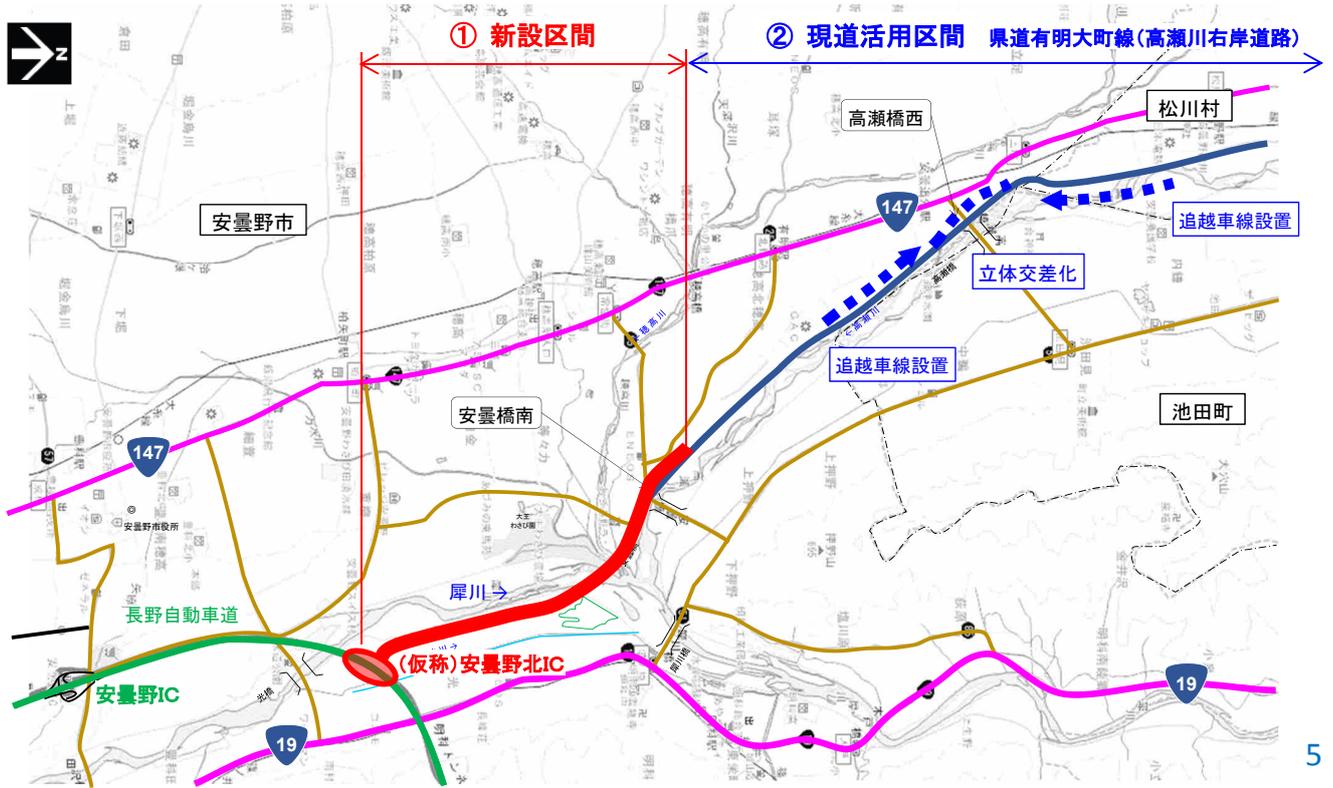
# 松糸道路の概要

それぞれの区間で計画の検討が進められており、一部区間では工事を実施しています。安曇野市新設区間は、長野自動車道への接続部分であり、松糸道路の中でも特に重要な区間です。



# 安曇野市内の計画

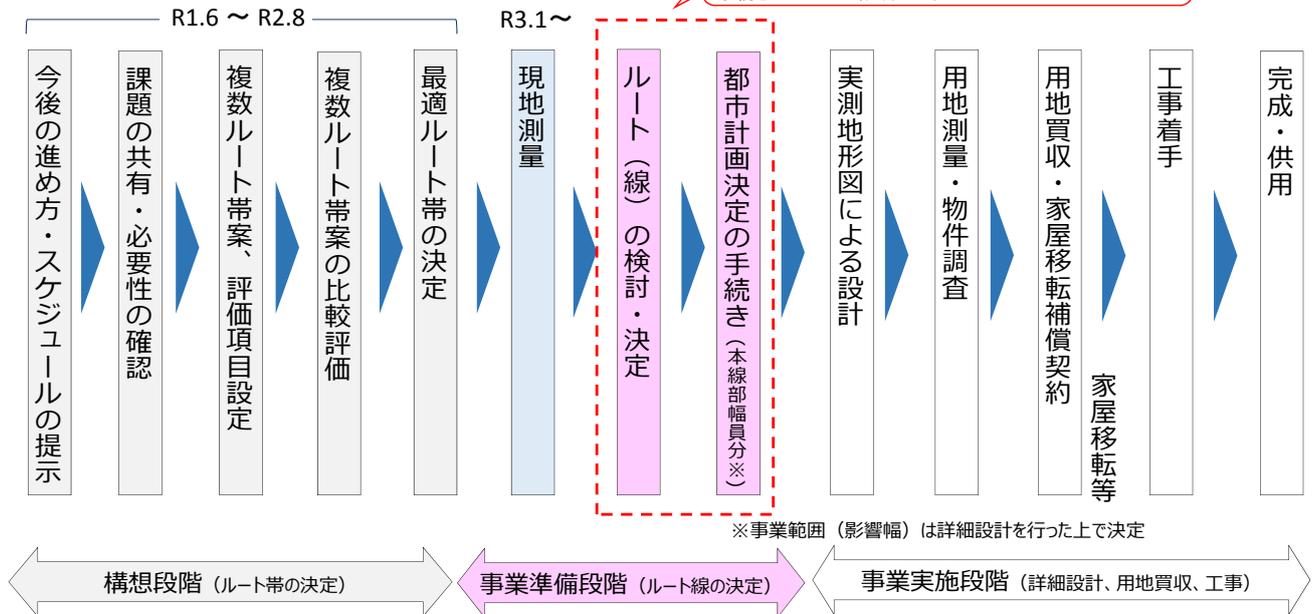
- ① 新設区間 : (仮称)安曇野北IC～安曇橋付近 **【R2.8 ルート帯決定】**
- ② 現道活用区間 : 安曇橋付近～大町市街地南 **高瀬川右岸道路を部分的に改良する方針**  
(追越車線、立体交差)



5

## 安曇野市新設区間 現在の状況

本日は、ルート線をお示しし、これを都市計画に位置づけるための手続きについてご説明します



説明会の様子



ドローンを使用した測量作業の様子 (R3.4撮影)



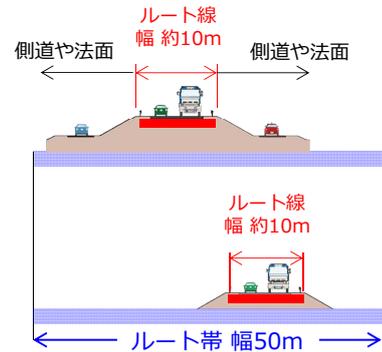
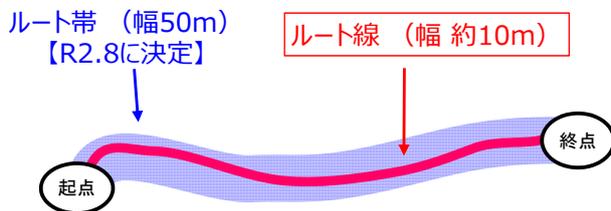
6

# 計画路線の位置

## ルート帯 (R2.8決定)



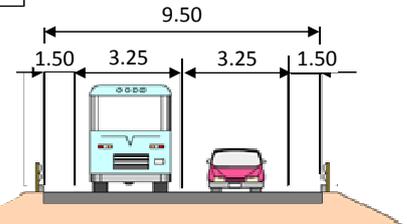
## ルート“帯”とルート“線”



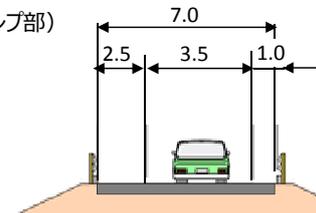
# 計画路線の概要 (設計条件)

項目	内容
区間	安曇野市豊科光 (長野自動車道と接続) ～ 安曇野市穂高北穂高 (県道有明大町線と接続)
延長	約 4.0km
設計速度	60km/h
車線数	2車線
幅員	9.5m (路肩1.5m+車線3.25×2+路肩1.5m)
構造	地表式 (盛土構造) 嵩上式 (高架構造)
接続及び 交差する 道路	中央自動車道長野線 (長野自動車道) 市道 豊科4038号線 市道 明科4036号線 市道 穂高1級20号線 県道有明大町線 (高瀬川右岸道路)

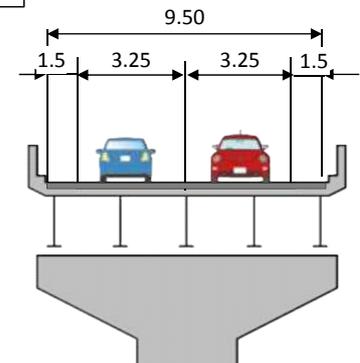
地表式



(ランプ部)



嵩上式

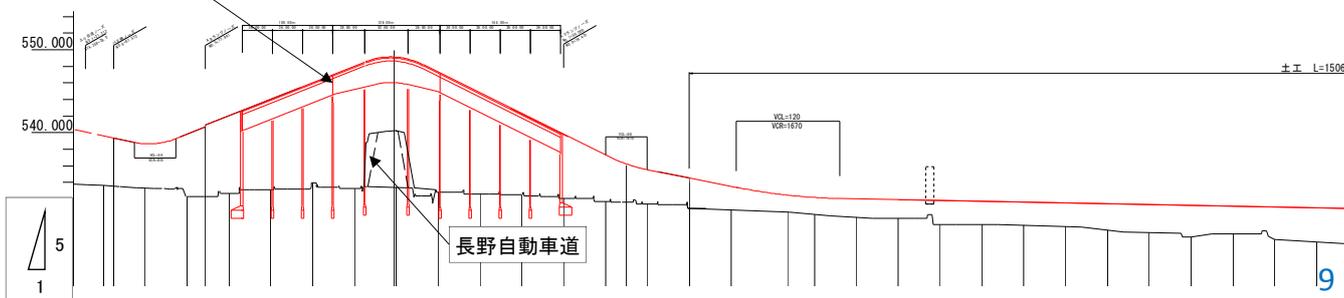
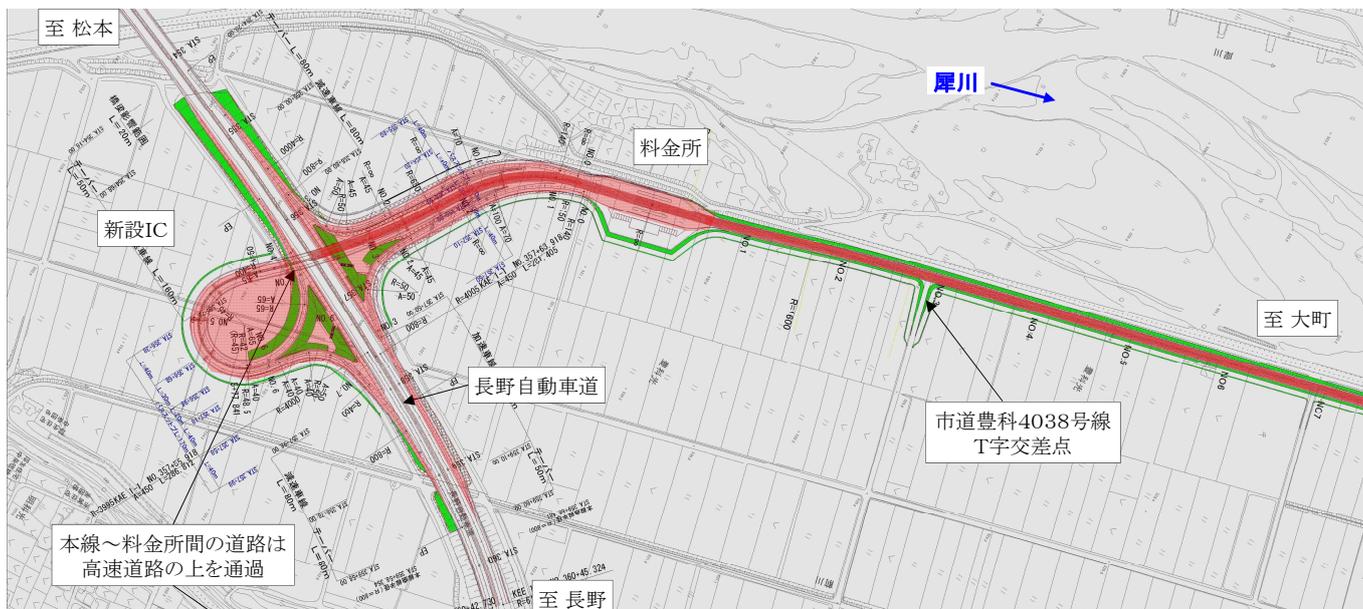


※ 嵩上式の区間 … 道路面が地表面より概ね5m以上高い区間が350m以上連続している区間

# 概略計画案

## 安曇野北IC (仮称) 付近

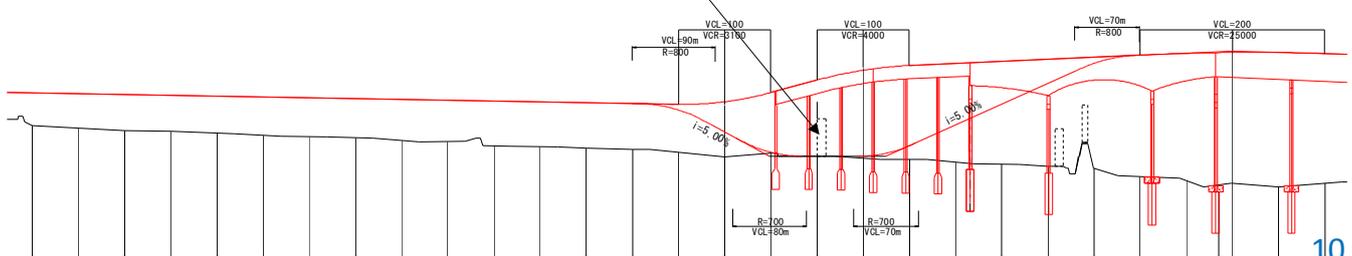
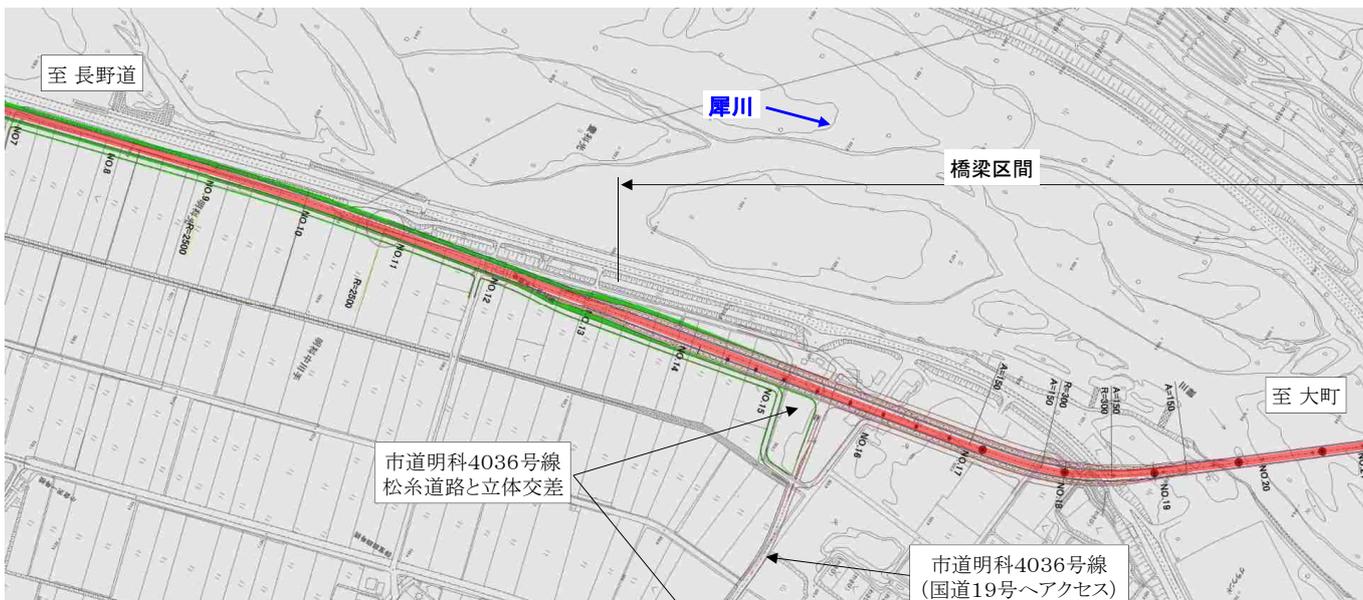
—— ルート線 (幅9.5m)



# 概略計画案

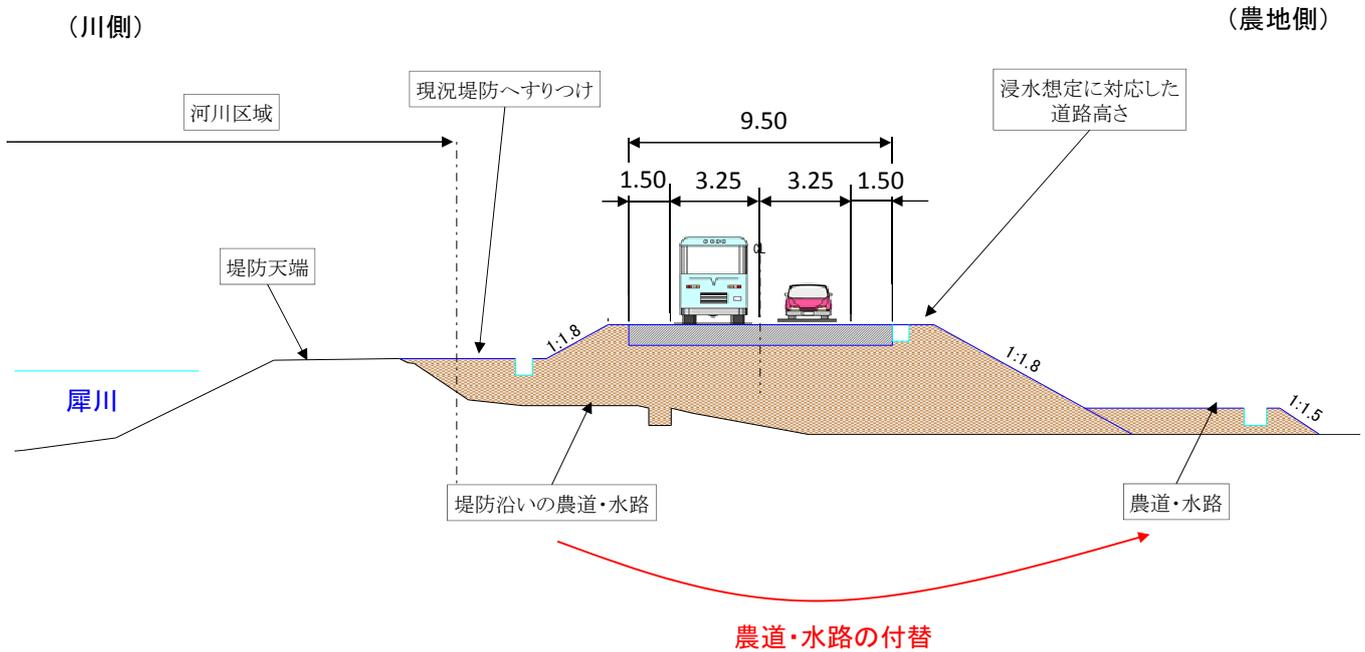
## 明科中川手～三川合流部付近

—— ルート線 (幅9.5m)



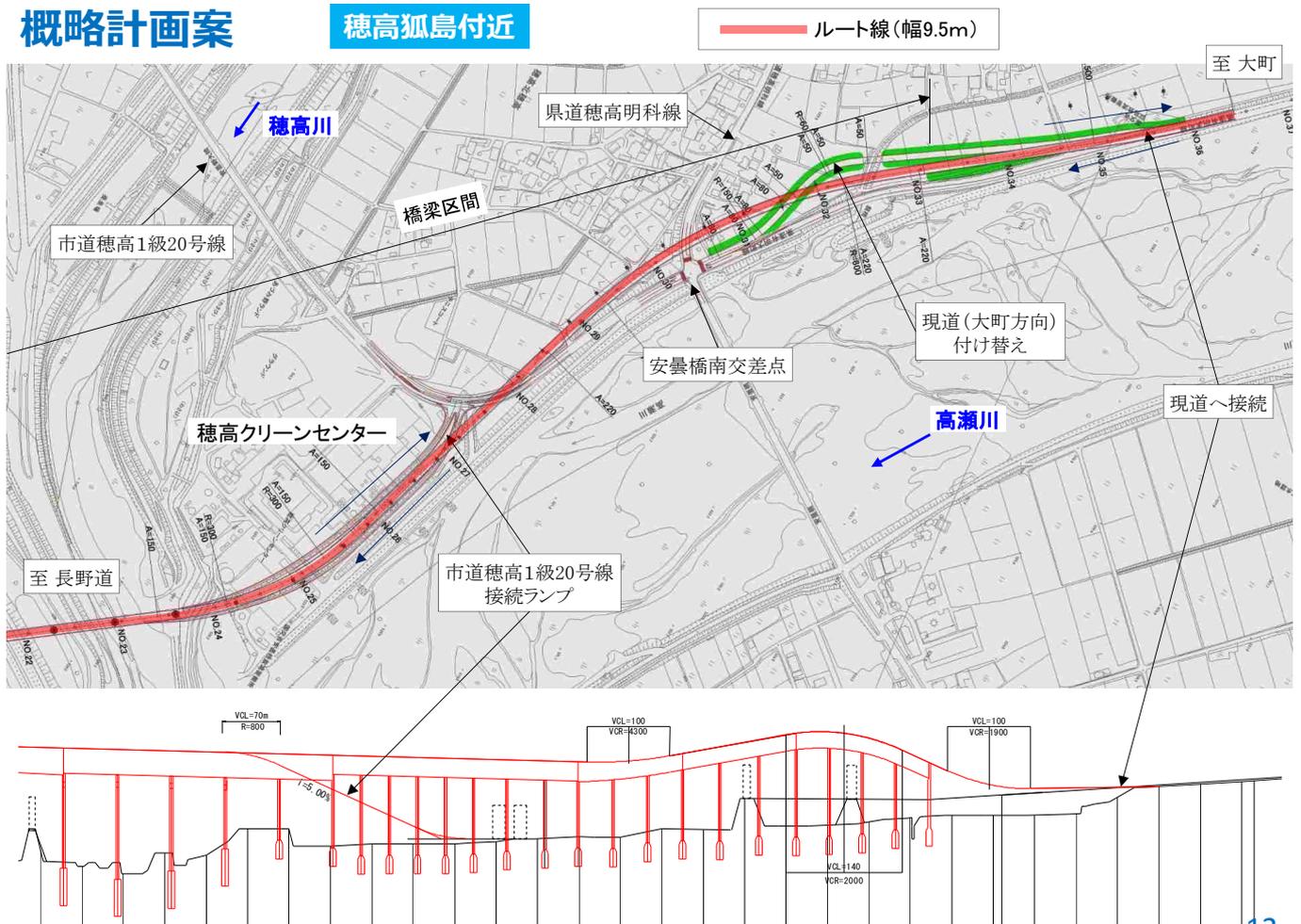
## 犀川右岸堤防沿いの道路構造

農地への影響を抑えるよう、河川堤防にできるだけ寄せた構造  
 河川堤防の機能確保、維持管理にも配慮  
 堤防沿いの現在の農道や水路は、松系道路の農地側に付替



## 概略計画案

### 穂高狐島付近



# 都市計画決定について

将来のまちづくりに向かって**計画的に整備**をしていくため、都市の骨組を形づくる道路などの「**都市施設**」の**位置、規模、構造などを定める**ものです。

## 安曇野市における道路の課題

通過交通が市内に流入  
物流・観光交通と生活交通が混在  
各地区(旧町村)間を結ぶ幹線道路が少ない  
北部を中心に高速道路まで時間がかかる

懸念



日常生活の安全・利便性確保  
異常気象など災害への備え  
県内を代表する観光地への誘客

## 将来のまちづくりに向けた道路計画の目標

市内交通の円滑化  
交流促進・地域活性化  
安全・安心な生活の確保  
高速交通網の構築

## 【松糸道路が果たすべき役割】

「広域化した市域の連携強化」  
「災害時の代替路確保」  
「観光地へのアクセス向上」

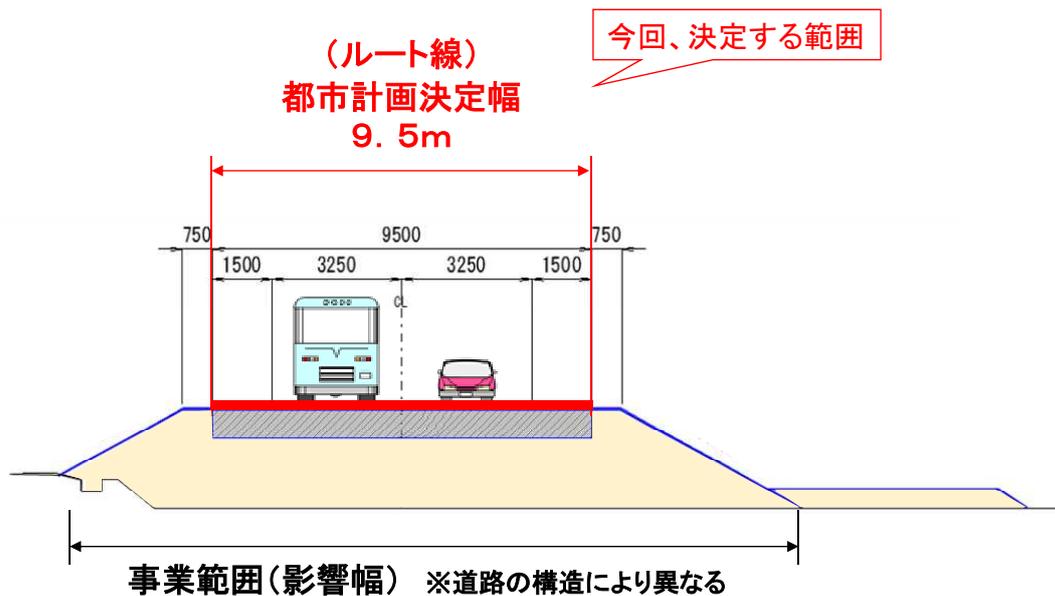
目標実現に向け**計画的な整備が必要**

松糸道路を「安曇野市の基幹となる重要な都市施設」として都市計画に定める

13

# 都市計画道路の決定幅

都市計画道路の決定は、道路の幅員で決定します。



事業着手後、擁壁や盛土など道路の詳細構造について設計を行ったうえで、影響幅を決定します。

14

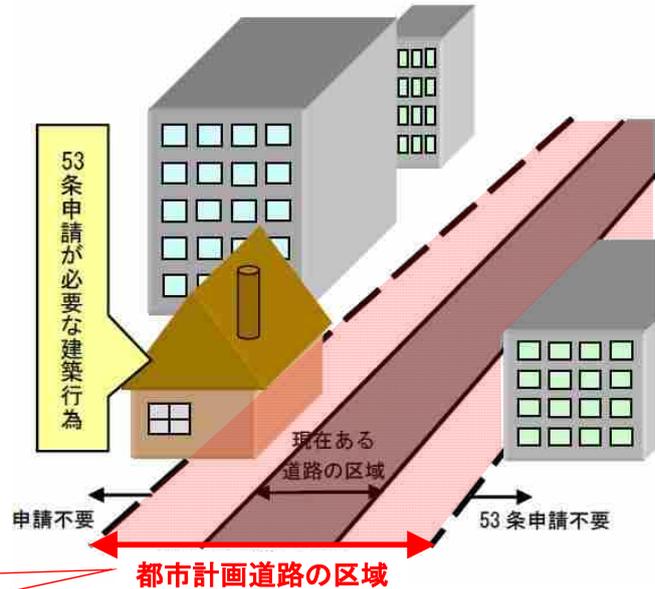
# 都市計画による制限

将来のまちづくりに向けた事業が円滑に実施できるよう、都市計画に定められた施設の区域内では、建築について制限がかかります。  
都市計画道路の区域内において、建築物を新たに建築しようとする場合は、市への許可申請手続きが必要となります。

## 【許可される建築物】

- 2階建て以下で、かつ地階を有しないもの（半地下も不可）
- 主要構造が  
木造・鉄骨造・コンクリートブロック造  
（鉄筋コンクリート造は不可）

上記要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるもの



この区域(位置、延長、幅)を都市計画の手続きを経て決定します

【区域と制限の範囲(模式図)】

# 都市計画素案

## 計画書

### 安曇野都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路に3・6・23号 松本糸魚川連絡道路徳高明科線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区 域	構 造							
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の状況			
幹線街路	3・6・23	松本糸魚川連絡道路徳高明科線	安曇野市徳高北徳高	安曇野市豊科光	安曇野市明科中川手	約4,000m			2車線	9.5m				
							内							
							駅	安曇野市徳高北徳高	安曇野市明科中川手		約2,050m	嵩上式	2車線	9.5m
						約1,950m	地表式	2車線	9.5m	中央自動車道長野線と平面交差1箇所				

なお、安曇野市豊科光に出口1箇所、入口1箇所を設ける。

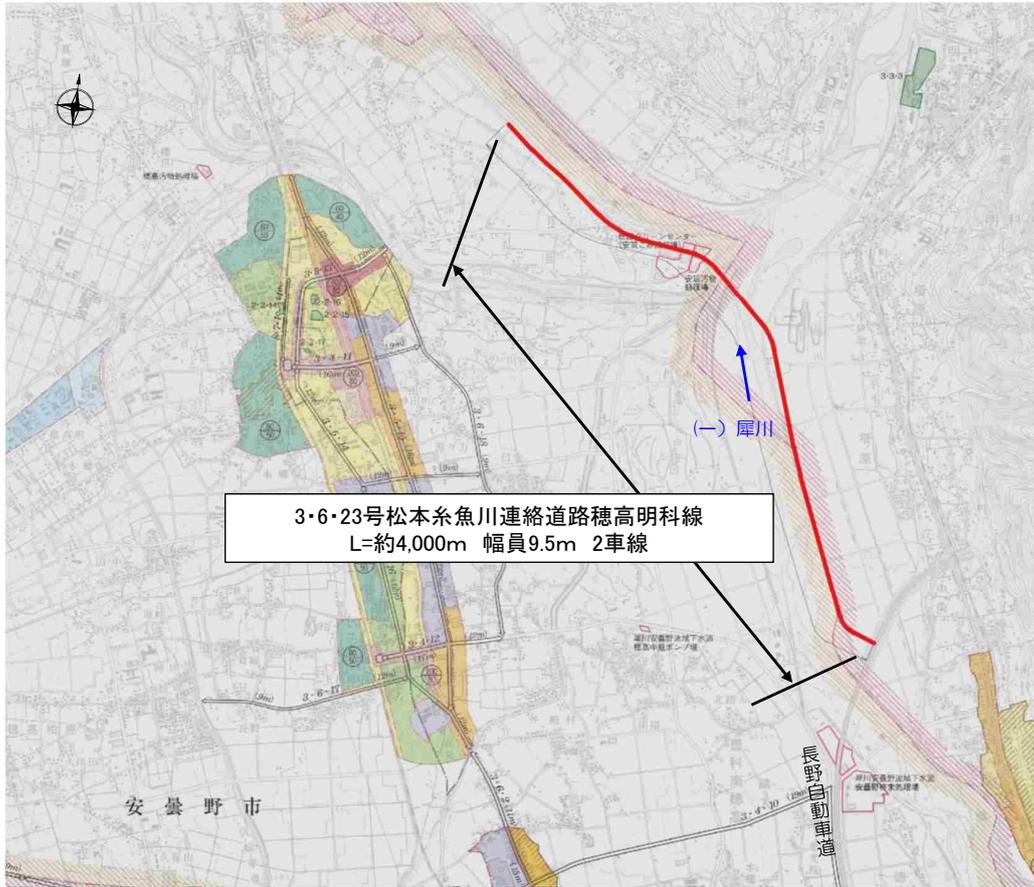
## 【都市計画で定める内容】

- ・ 道路の種類
- ・ 都市計画道路の名称
- ・ 位置
- ・ 区域（延長）
- ・ 構造形式（地表式、嵩上式 等）
- ・ 車線数
- ・ 幅員

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

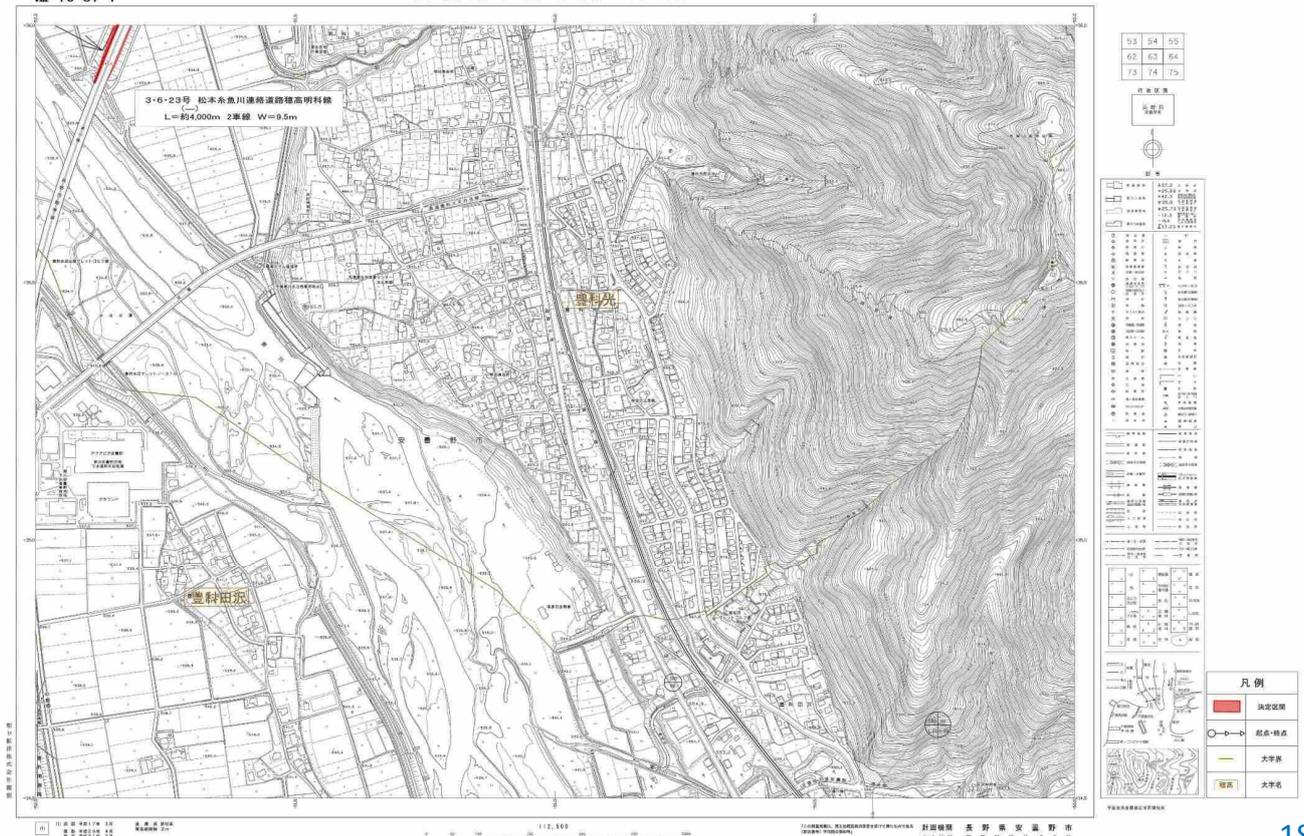
### 理由

本計画路線は、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の一部を担う路線で、本路線の整備は本都市計画区域の活性化及び広域交通網の整備に資するものであることから、本案のとおり都市計画道路網に追加するものである。



1:2,500  
VIII-IC 87-1

安曇野市基本図 No.63



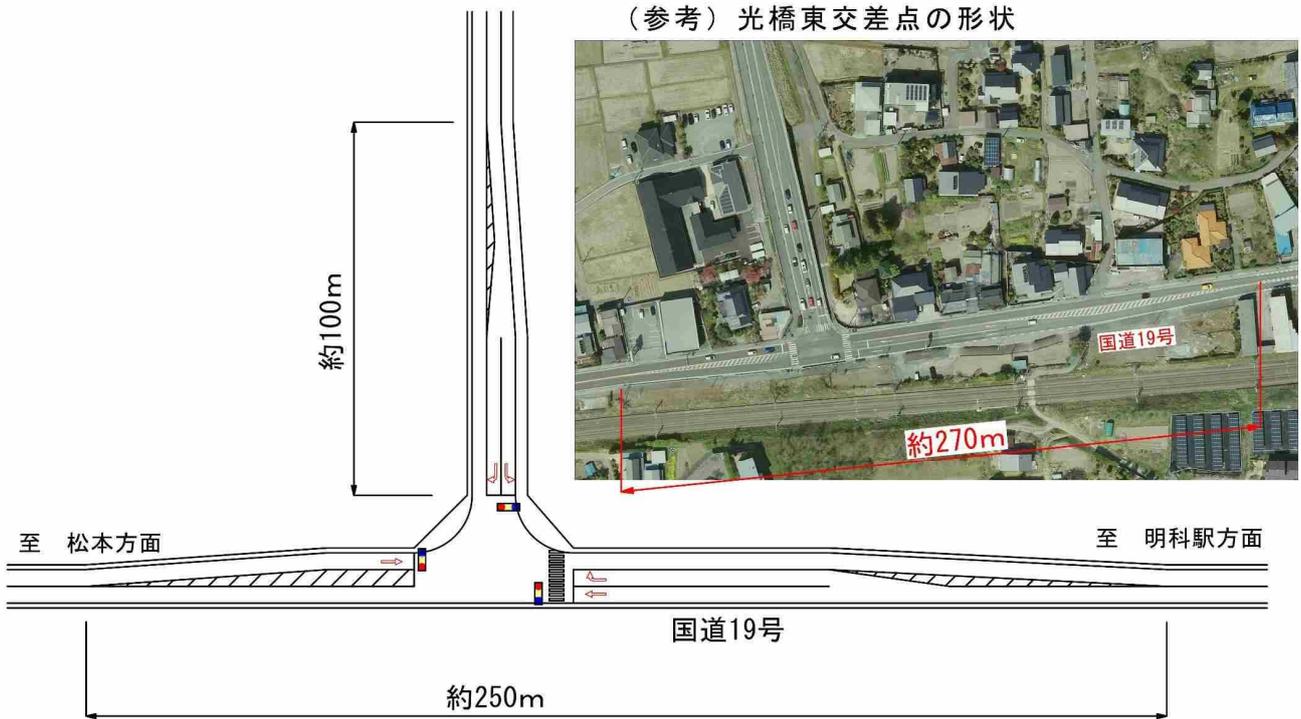






# アクセス道路計画案 (国道19号との接続)

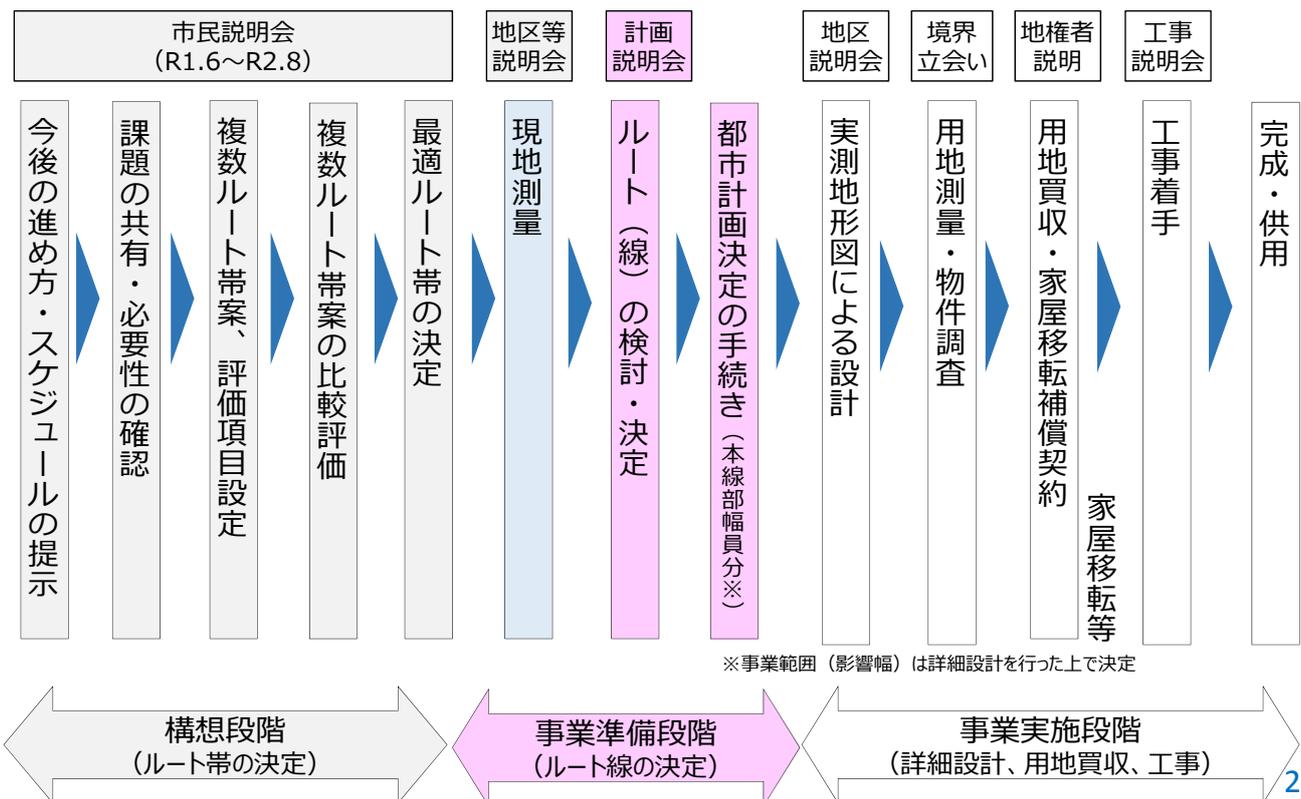
## 国道19号 新設交差点のイメージ図



25

## 今後の進め方

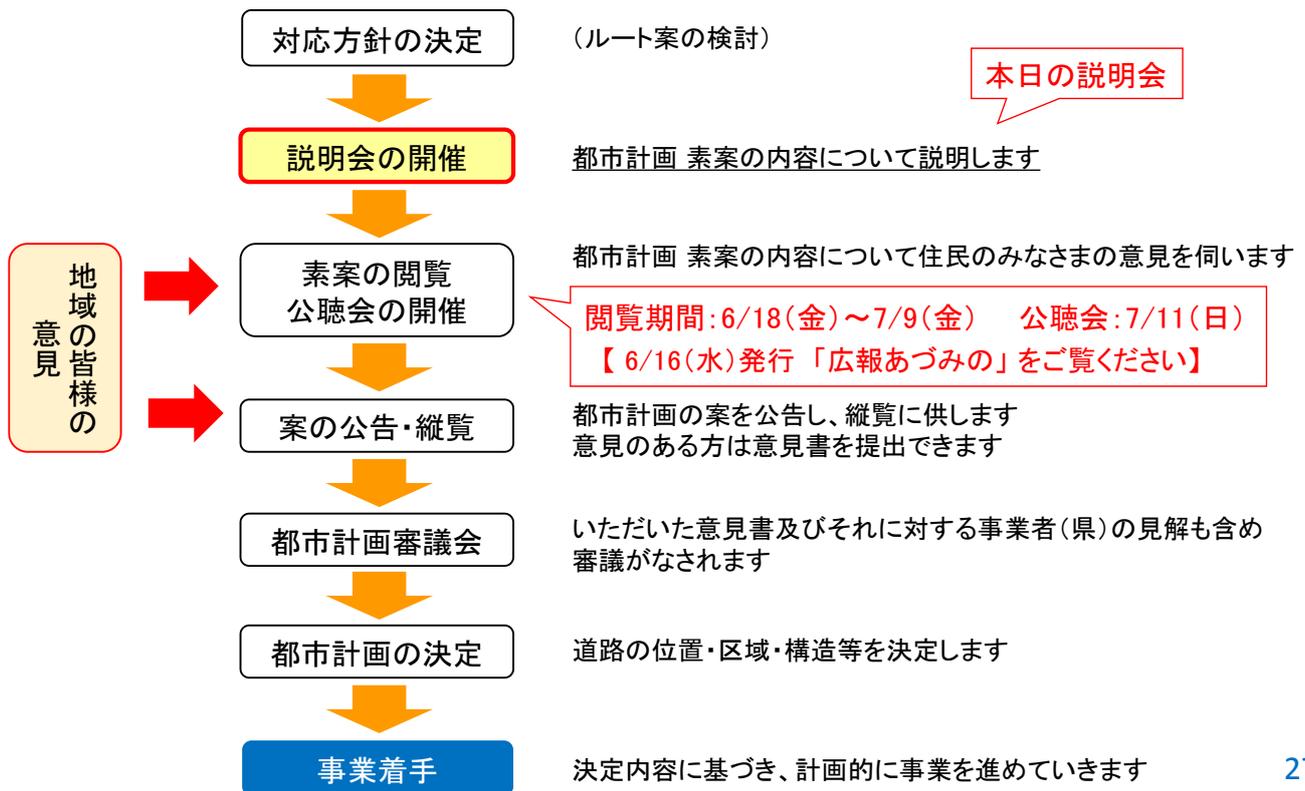
都市計画決定に向けた手続きを進め、早期の事業着手を目指します。  
あわせて、アクセス道路等の計画・整備も、県及び市で連携しながら進めていきます。



26

## 今後の進め方（都市計画の手続き）

都市計画は、住民の皆さんの意見を反映させるための手続き、住民の代表や都市計画の専門家などによる審議を経て決定します。



27

## 都市計画素案の閲覧・公聴会の開催

都市計画素案の内容について、住民のみなさまの意見を伺います。

### 素案の閲覧

期間：6月18日(金)～7月9日(金)

場所：長野県 都市・まちづくり課（県庁）

安曇野建設事務所 整備課

安曇野市都市計画課

※ 県、市のホームページにも案を掲載します

### 公聴会

期間：7月11日(日) 午後2時から

場所：長野県安曇野庁舎 4階 講堂

- 公聴会での発言を希望する方は、素案の閲覧場所にある「公述申出書」に必要事項を記入のうえ、6月18日(金)～7月2日(金)の間に提出してください。
- 公述の申し出は、都市計画案に関係する地域の住民その他利害関係を有する方に限られます。
- 公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。

28

## 問い合わせ先

### ○長野県安曇野建設事務所 整備課 計画調査係

電話 : 0263-72-8308 (直通)

FAX : 0263-72-8882

E-mail : azumiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp

### ○安曇野市 都市建設部 監理課

電話 : 0263-71-2332 (直通)

FAX : 0263-72-3569

E-mail : kanri@city.azumino.nagano.jp

29

## 新型コロナウイルスに関する問い合わせ先

本日の説明会以降、発熱、倦怠感などの症状がある場合は、  
いきなり医療機関を受診すること、外出や他の方との接触を避け

- ① まずは、電話でかかりつけ医など身近な医療機関に相談してください。
- ② かかりつけ医を持たない方や、土日祝日や夜間など相談先に迷った場合は、「**受診・相談センター**」(下記)に電話連絡してください。

【相談窓口】	【管轄市町村】	【電話番号】 (24時間対応)
松本市保健所	松本市	0263-47-5670
松本保健福祉事務所 (松本保健所)	安曇野市、塩尻市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所 (大町保健所)	大町市、北安曇郡	0261-23-6560

30